

【参考：中核市移行に伴い移譲される事務権限（子ども未来部関係）】

＜報告の主旨＞

平成28年4月に予定している「中核市」への移行に伴い、児童福祉などに関する事務権限の一部が、長崎県から本市に委譲されます。それに伴い、「児童福祉法」をはじめとする国の法令等に準じて、本市に適した基準に基づく、新たな条例の制定や改正が求められています。つきましては、本市の考え方や方向性に関する資料をお送りしますので、委員の皆様からご意見を賜りたいと存じます。

1 中核市移行に伴い佐世保市に移譲される事務【条例改正を伴う事務】（子ども未来部関係）

- ① 保育所及び助産施設、母子生活支援施設の設置認可・事業停止命令等に関する事
- ② 幼保連携型認定こども園の設置認可・事業停止命令等に関する事
- ③ 児童福祉審議会に関する事
- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事
- ⑤ 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事
- ⑥ 児童委員に関する事（民生委員関連として保健福祉部にて対応予定）

2 中核市移行に伴い佐世保市に移譲される事務【条例改正を伴わない事務】（子ども未来部関係）

- ① 小児慢性特定疾病に関する事
- ② 病児保育に関する事
- ③ 一時預かりに関する事
- ④ 産休病休代替職員費補助金に関する事

3 中核市移行による事務権限移譲に関する根拠法令

- ① 地方自治法 第252条の22（中核市の権能）
（概要）都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理するより効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務以外の事務を中核市において処理することができる。
- ② 地方自治法施行令 第174条の49の2
（概要）特別の定めがあるものを除き、中核市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。